

入札公告(建築工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和7年12月18日

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 原島 貴男

1 工事概要

- (1) 工事名 : 健軍148号建物ユニットシャワー補修工事
- (2) 工事場所: 熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(建築一式)
148号建物1階及び3階のユニットシャワー取替4箇所、ユニットシャワー取替に伴う配管等接続1箇所
- (4) 工期 : 令和8年3月31日(火)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
建築工事	D
管	C

- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
 ア 2(4)の工事において、上記記載の資格又は同様以上の資格を有する者である。
 イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している)。
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 西部方面会計隊本部業務科が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2020年度以降2022年度までに完成・引き渡ししが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面隊会計隊本部業務科 契約班 担当 井口 TEL 096-368-5111(内線3585) FAX 096-368-3579(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当 藤本 TEL 096-368-5111(内線4756)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和7年12月19日(金) から 令和8年1月14日(水) まで
 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年1月14日(水)午後5時00分まで
 イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

ア 受領期限: 令和8年1月28日(水)
 イ 提出方法:3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月29日(木)午前10時30分
 イ 場所 :健軍駐屯地会計隊会議室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金 納付
実施要領は、契約締結後別に示す。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
ただし、本入札案件は、低入札価格調査対象となるもので、基準に該当する場合は、調査に協力するものとする。
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否:要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口:上記3(1)①に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。
- (14) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (15) 資料のヒアリングを行う。
- (16) 郵便による入札とする。入札に参加する場合は、封筒に「件名、日時、入札書在中」と記載し、入札期日前日までに到着したものを有効とする。改札後、落札者に連絡を実施する。(原則、当日中)
- (17) 現場確認を実施しないで入札した場合のそれ以降に係る疑義に関しては受付ず、全て乙の責任に帰するものとする。

健軍148号建物ユニットシャワー補修工事

総務科長	総務班長	WAC管理陸曹

件名	健軍148号建物ユニットシャワー補修工事						図面番号	1/5
図名	表紙						作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	電気係長	営繕陸曹	管財係	施設管理係	作成者
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 件 名：健軍148号建物ユニットシャワー補修工事

2 場 所：熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地

3 概 要：

- (1) 148号建物1階及び3階のユニットシャワー取替・・・・・・・・・・4箇所
- (2) ユニットシャワー取替に伴う配管等接続・・・・・・・・・・1箇所

4 一般事項

- (1) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
 - ・公共建築(改修)工事標準仕様書 (建築工事編) 最新版
 - ・公共建築(改修)工事標準仕様書 (機械設備工事編) 最新版
 - ・公共建築(改修)工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
- (2) 工事時期及び実施工程等は、事前に監督官と打ち合せを実施すること。
- (3) 本作業の写真は着手前・作業中・完了後及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事完了後、隠ぺいとなる部分は、確実な写真管理を実施すること。作業完了後、A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。提出する写真については鮮明な写真を添付することとする。
- (4) 作業の際、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (5) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施すること。
- (6) 施工中は、安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。
- (7) 本仕様に記載無き事項についても、当然施工すべき事項は、受注者の負担で実施する。
- (8) 本工事で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。
- (9) 受注者は、毎日施工終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施することとする。
- (10) 受注者は、自衛隊敷地内への立入り及び敷地内での行動については、当該駐屯地の規則及び自衛隊関係者の指示を遵守して行うものとし、施工場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず施工場所以外への立入りが必要な場合は、監督官等の許可を得るものとする。

5 特記事項

- (1) 仮設工事
 - ア 本仕様書に記載する数量については、計画数量である為、施工前に計測等を行うものとする。
 - イ 本工事で発生した発生材については、金属屑のみ官側に返納し、監督官の指定した場所に収集運搬する。その際、発生材調書を監督官に一部提出する。また、金属屑以外の発生材については、受注者の負担により、産業廃棄物処分を行う。その際、 manifests の写しを監督官に一部提出するものとする。
 - ウ 工事実施に際して、停電及び断水が伴う場合は、事前に官側と協議の上、実施するものとする。

(2) 建築工事

ア 金属工事

(7) 本工事で使用する軽量鉄骨壁下地は下表のとおりとする。

種 類	施工区分	スタッドの間隔	スタッドの高さ区分	備 考
65形	壁	300mm程度	4.0m以下	

- (イ) 本工事で使用する軽量鉄骨壁下地、JIS A 6517(建築用鋼製下地材(壁・天井)) によるものとする。
- (ウ) 工事実施にあたっては、ランナをスラブに堅固に取り付けるものとする。取り付け後、スタッドをランナに差し込んだ後、振れ止めを床面ランナ下端から約1.2mごとに設けるものとする。

イ 左官工事

- (7) 本工事に使用する仕上げ塗材はJIS A 6909によるものとし、塗材のホルムアルデヒド放射量は、F☆☆☆☆とする。
- (イ) 本工事に使用する仕上げ塗材の種類、仕上げ材の形状及び工法は下表によるものとする。

種 類	呼び名	仕上げの形状	工 法	備 考
複層仕上塗材	複層塗材E	ゆず肌状	ローラー塗り	上塗材 耐候性：耐候形3種 溶媒：水系 樹脂：アクリル系 外観：つやあり

- (ウ) 仕上塗材の塗回数及び所要量等は、仕上塗材の製造所の指定によるものとする。

ウ 内装工事

- (7) 本工事で使用するケイ酸カルシウム板は、JIS A 5430(繊維強化セメント板)によるものとし、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものを使用するものとする。
- (イ) 本工事で使用する巾木は、ビニル巾木を使用するものとする。

(3) 機械設備工事

ア 既設・新設ユニットシャワーの規格については、下表による。

施工場所	既設型番	新設型番	備 考
148号建物 1階及び3階	TOTO製 JS0812	LIXIL製 SPB-0812LBEL-C+HRC 又は同等品	

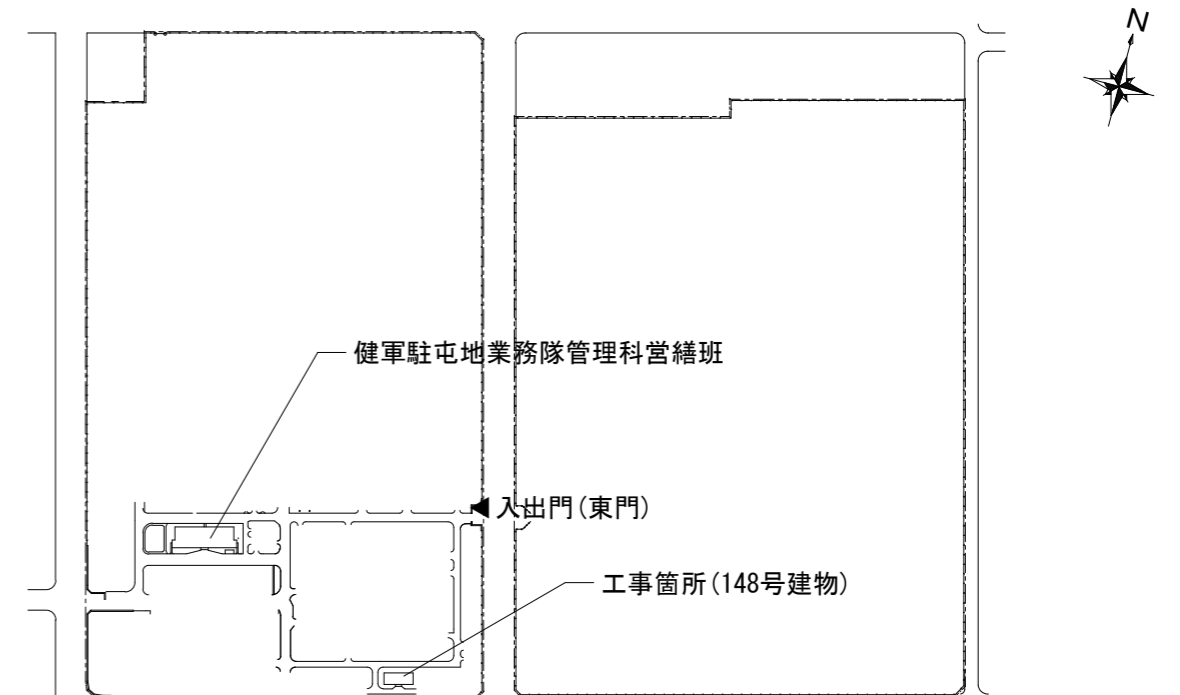
イ ユニットシャワーの取替に際し、各配管の切り離し及び、繋ぎ込みを行うものとする。

ウ 配管繋ぎ込みに使用する部材等は、受注者の負担により準備するものとする。

(4) 電気設備工事

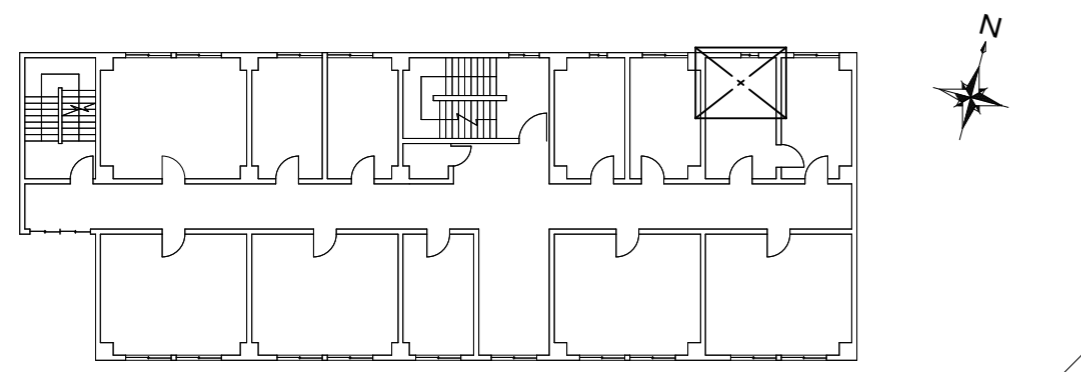
ア ユニットシャワーの取替に際し、ジョイントボックスへの配線引抜き及び、差込みを行うものとする。


イ 配線差込み後、絶縁抵抗値を測定し、報告書にまとめたものを、監督官に一部提出するものとする。

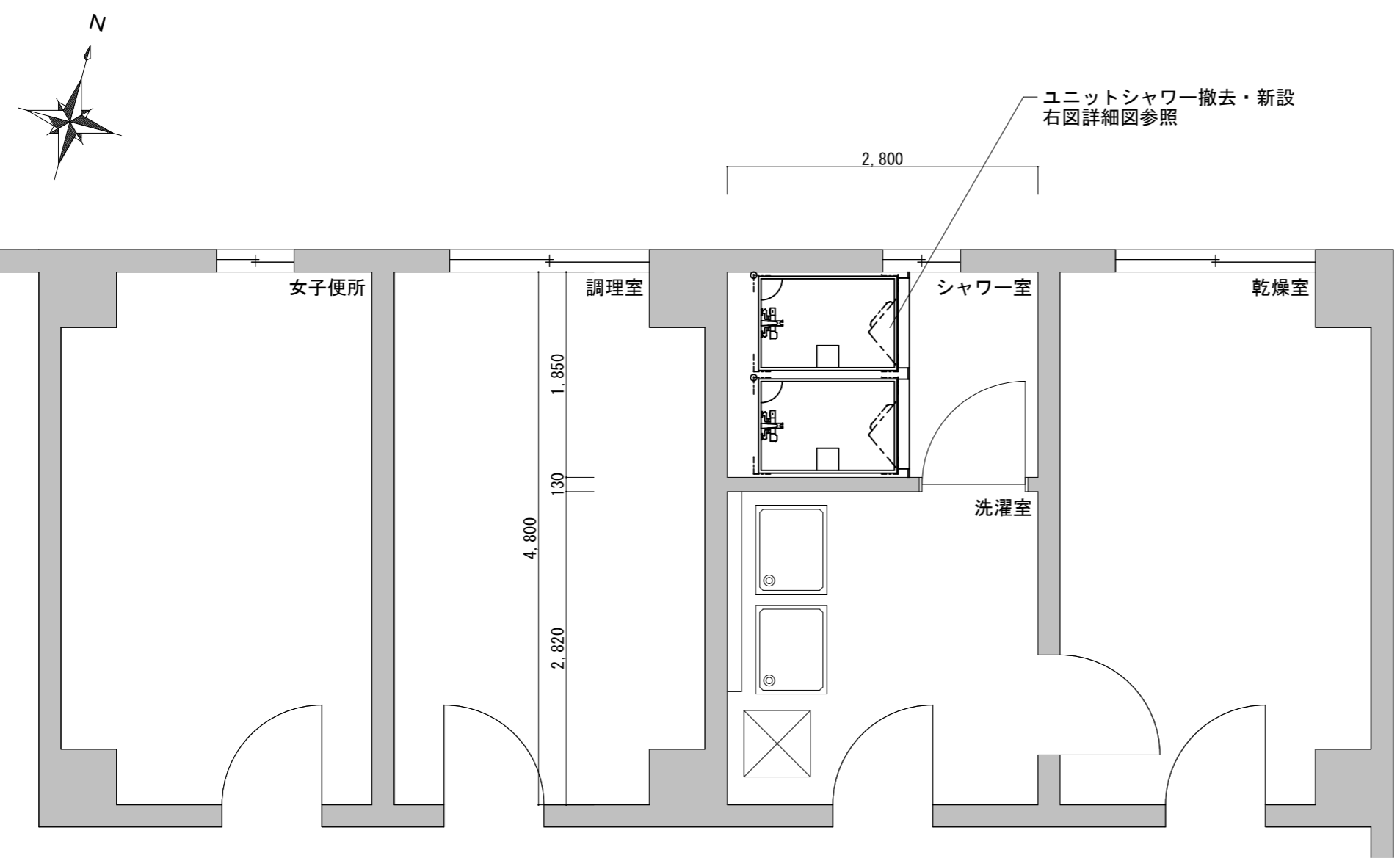


駐屯地配置図 S=1/4,000

件 名	健軍148号建物ユニットシャワー補修工事	図 面 番 号	2/5
図 名	仕様書	作 成 年 月 日	
所 属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科		



148号建物1階及び3階キープラン S=1/300  : 施工箇所



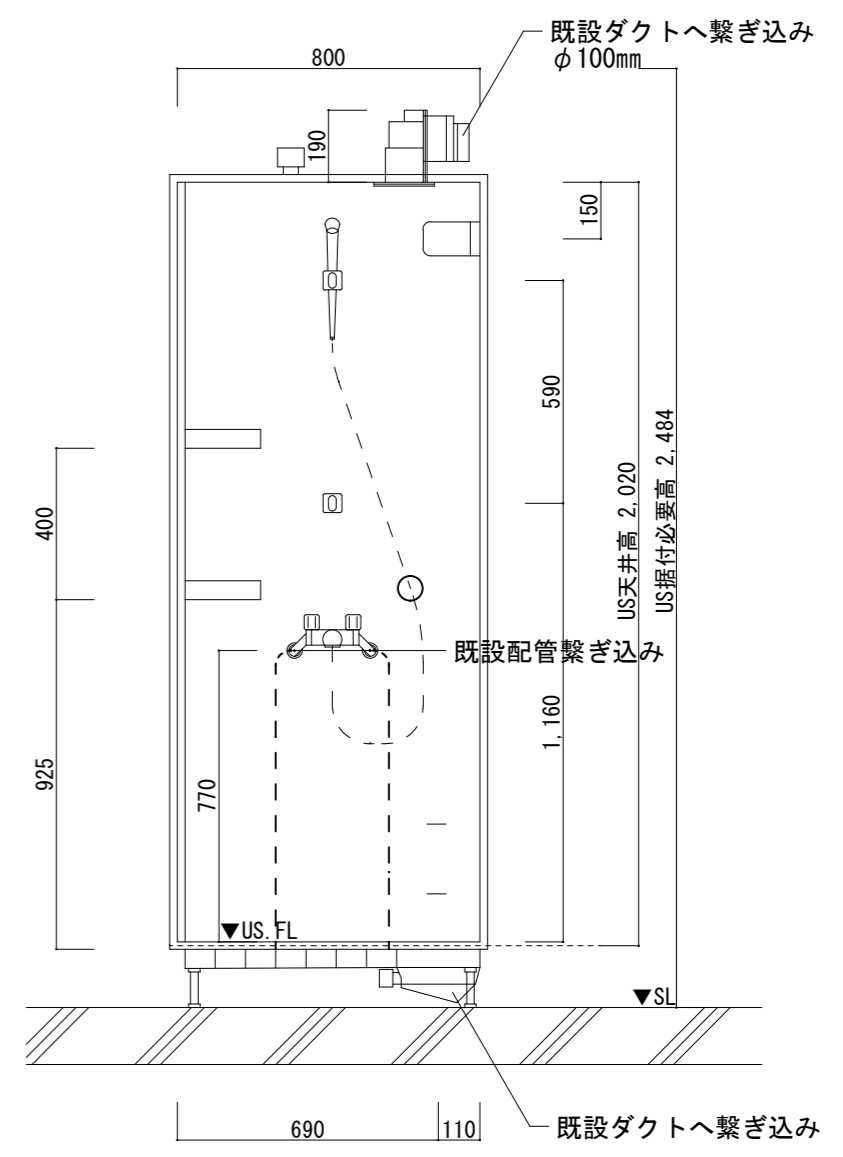
148号建物1階及び3階施工箇所平面詳細図 S=1/50

ユニットシャワー詳細図 縮尺 : S=1/20

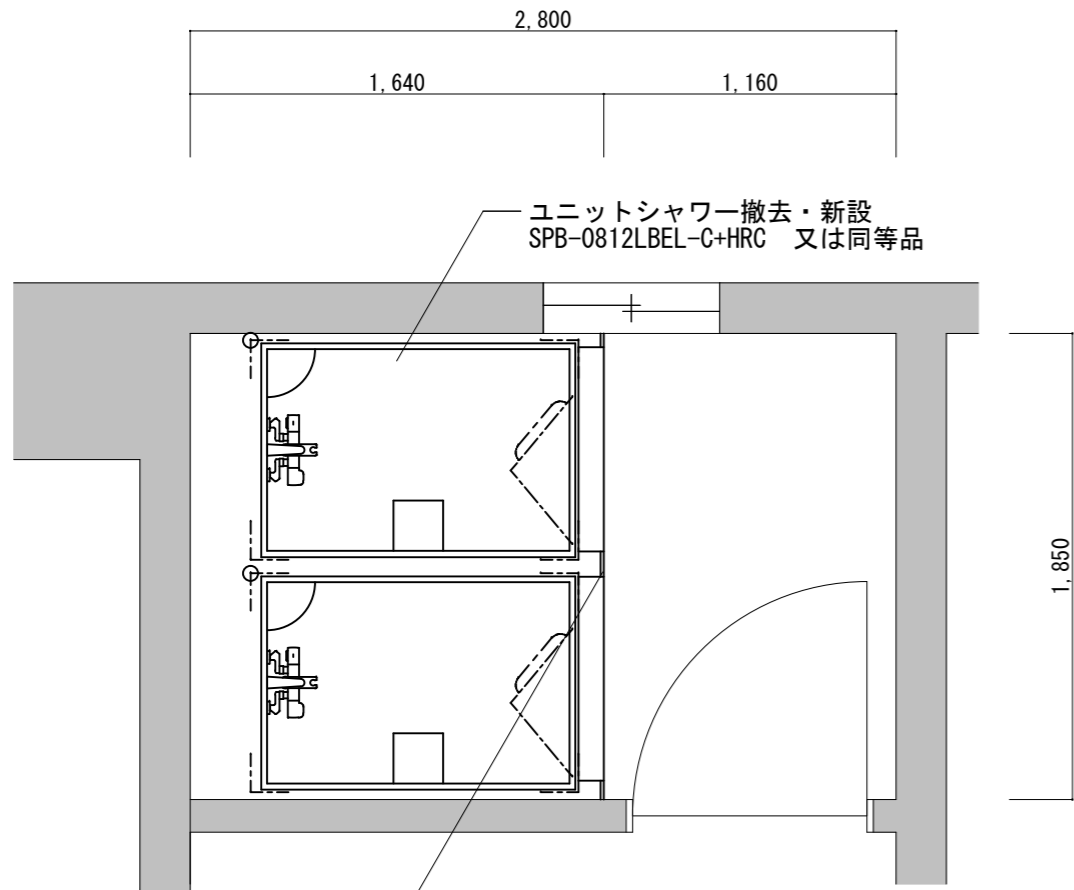
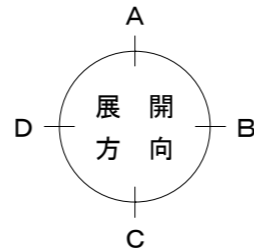
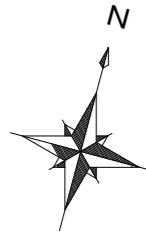
新設ユニットシャワー仕様

型番	SPB-0812LBEL-C+HRC 又は同等品
サイズ	800×1,200タイプ
照明器具	LED照明器具×1灯
換気設備	天井換気扇(ダクトサイズφ100mm)×1台
衛生設備	壁付サーモ水栓(シャワー専用)×1台 シャワーヘッド×1個
その他付属品	シャワーフック×2個 コーナー棚×2段

※上表は参考品番とし、同等品を使用するものとする。

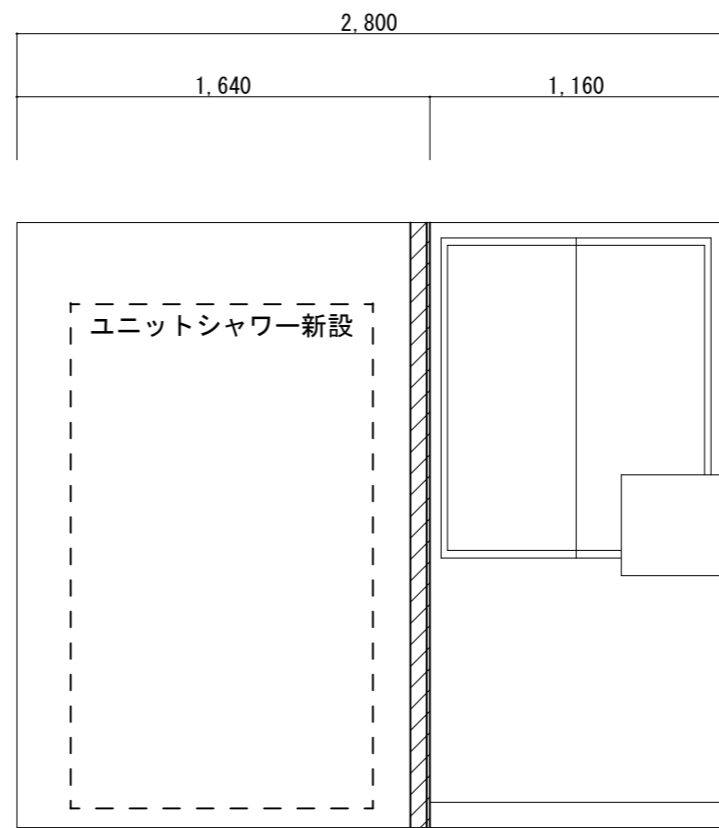


件名	健軍148号建物ユニットシャワー補修工事	図面番号	3/5
図名	(148号建物)施工箇所平面詳細図、US詳細図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科		



既設内壁撤去・新設
軽量鉄骨壁下地 (LGS65型) 撤去・新設

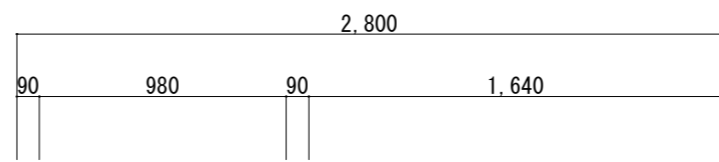
シャワー室平面詳細図 S=1/30



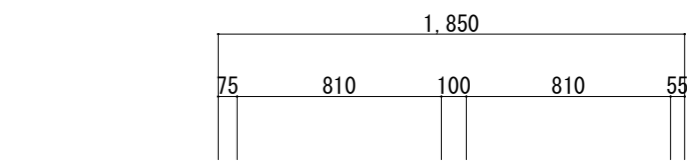
シャワー室A面展開図 S=1/30



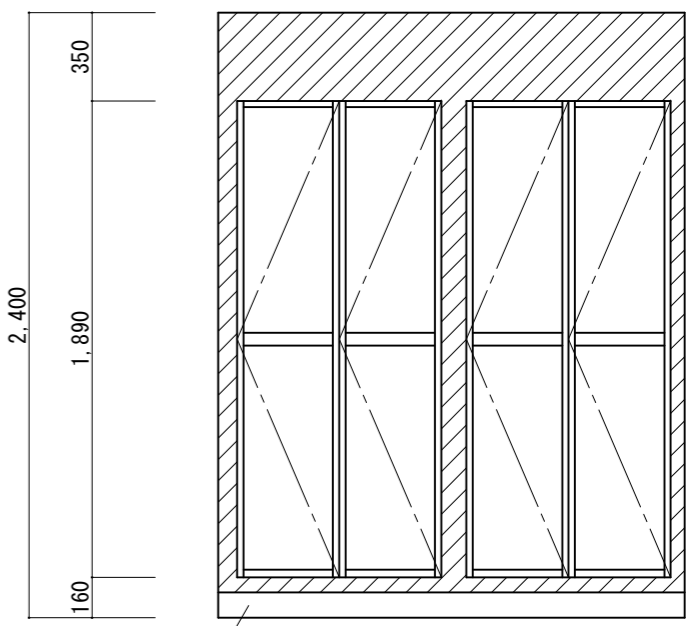
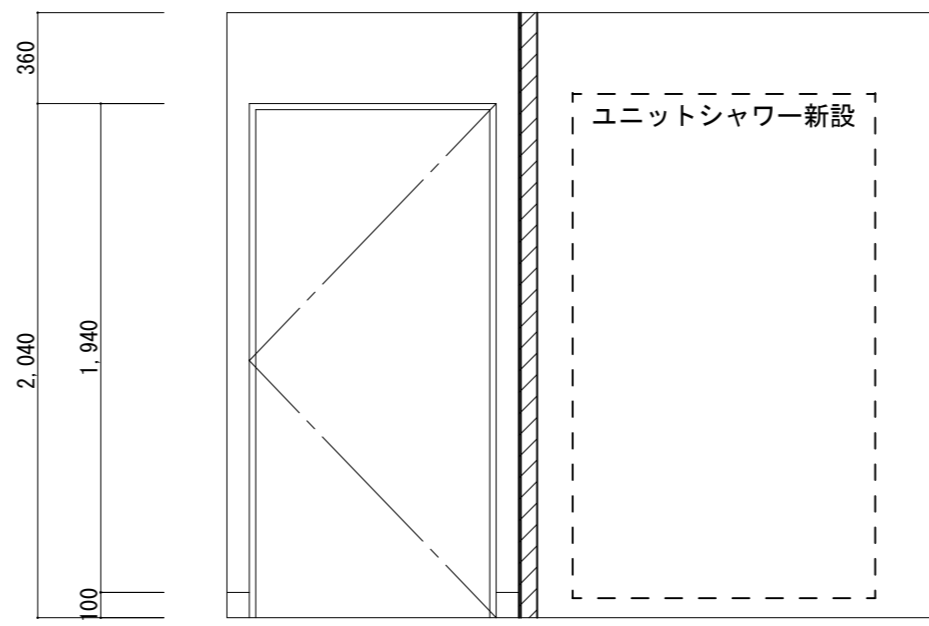
シャワー室B面展開図 S=1/30



シャワー室C面展開図 S=1/30

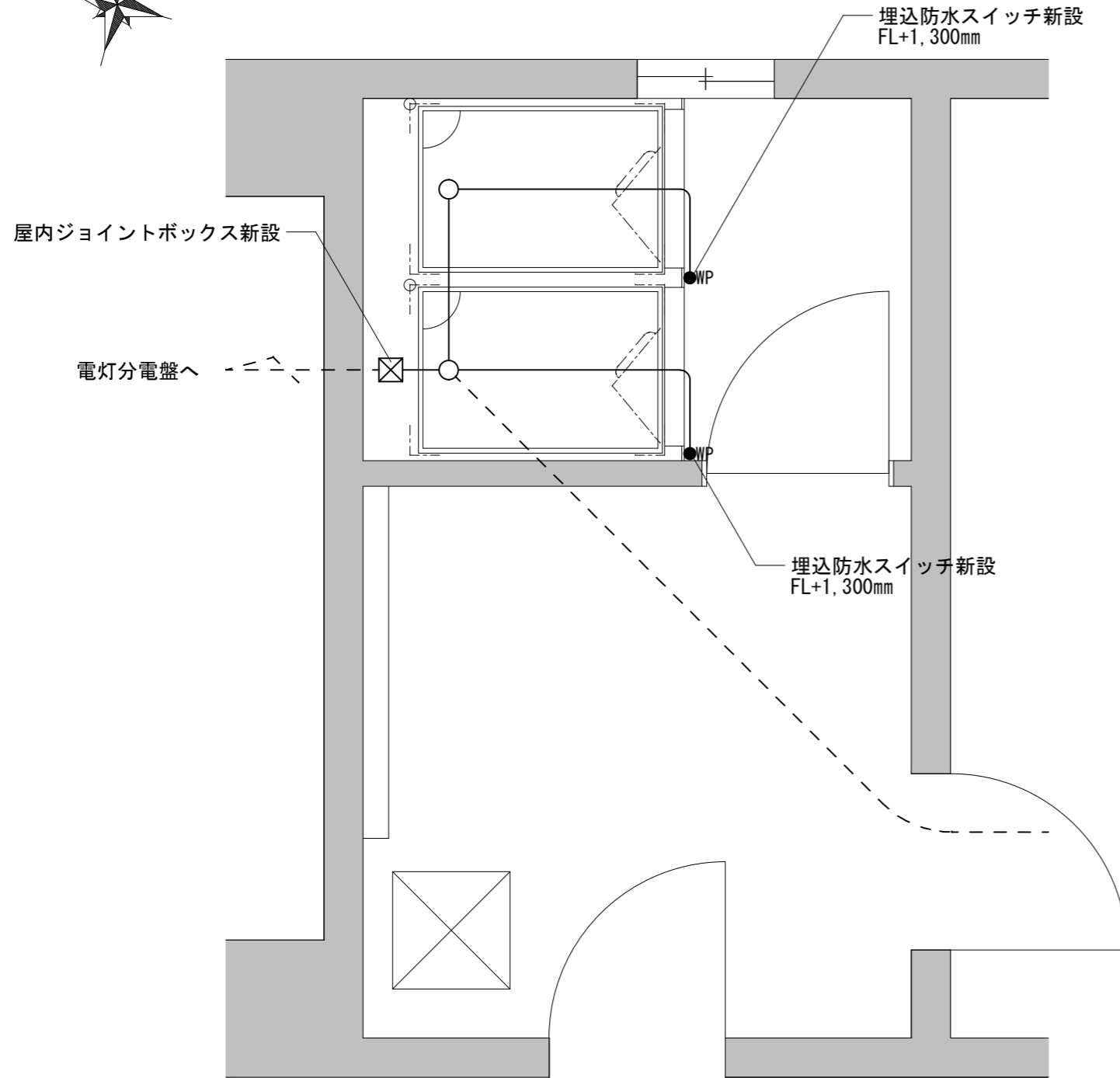
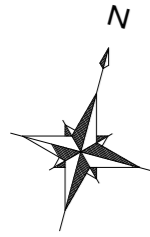


シャワー室D面展開図 S=1/30

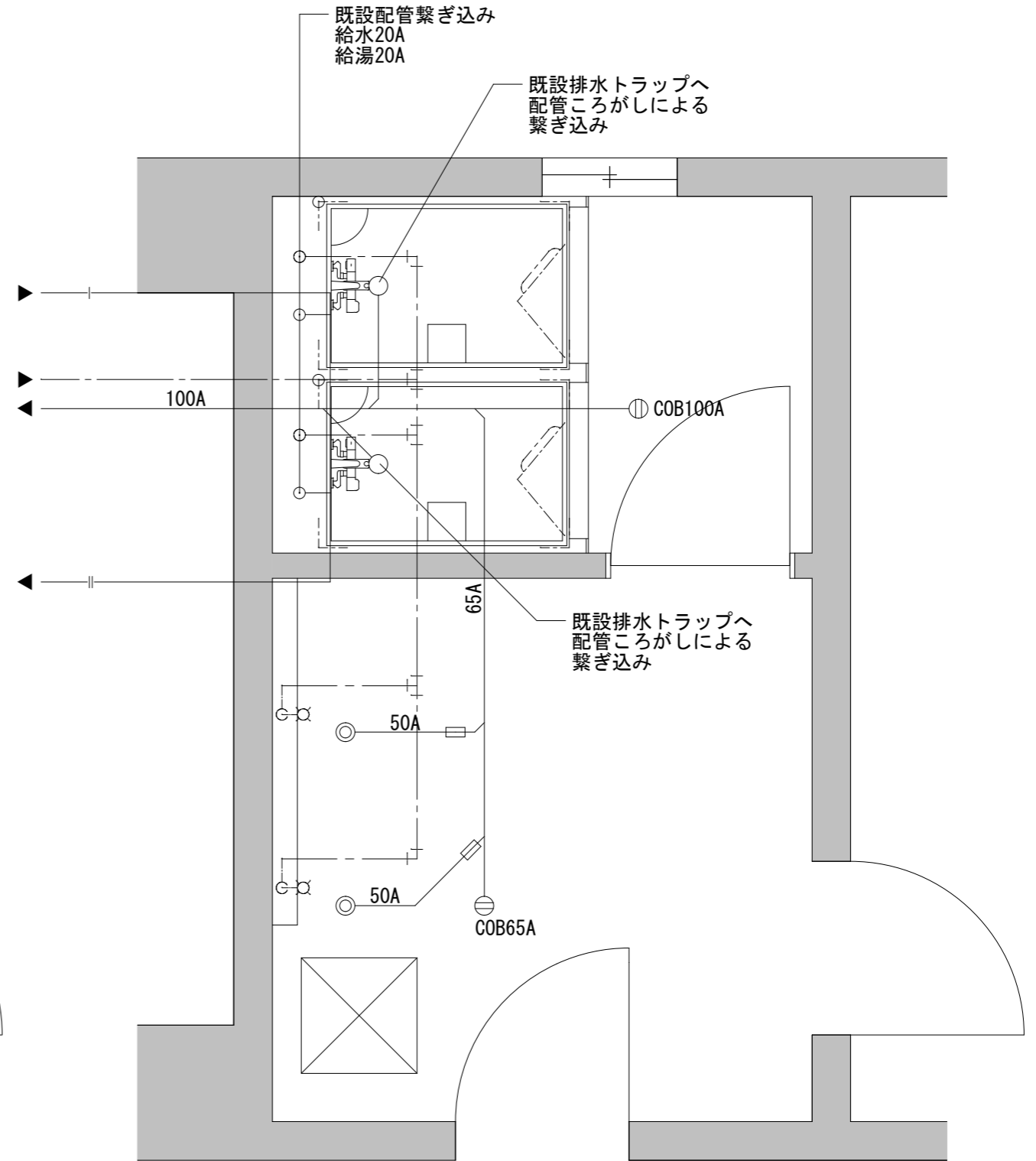


: 既設内壁撤去・新設
軽量鉄骨壁下地 (LGS65型) 撤去・新設
既設ケイ酸カルシウム板撤去・新設 (複層塗材E仕上げ)

件名	健軍148号建物ユニットシャワー補修工事	図面番号	4/5
図名	(148号建物)シャワー室平面詳細図、展開図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科		



148号建物1階及び3階洗濯室平面詳細図(電気設備) S=1/30



148号建物1階及び3階洗濯室平面詳細図(衛生設備) S=1/30

(特記)

配線図中記入なきは下記による。
----- VVF1.6-2C(天井コロガシ) 既設のまま
———— IV1.6-2C(PF14) 撤去・新設
IV、PF : L=6.4m

件名	健軍148号建物ユニットシャワー補修工事	図面番号	5/5
図名	シャワー室設備図(電気設備、衛生設備)	作成年月日	
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科		

数量算出書

工事件名:健軍148号建物ユニットシャワー補修工事

名称	規格	数量	単位	数量算出根拠	図面番号
1 建築工事					
(1) 仮設					
ア 養生・整理清掃後片付け	小規模	10.4	㎡	148号建物シャワー室：2.8m*1.85m*2フロア分	10.36 ㎡
イ 内部仕上足場		10.4	㎡	148号建物シャワー室：2.8m*1.85m*2フロア分	10.36 ㎡
(2) 金属					
軽量鉄骨壁下地	スタッド65形@300 直張り用	8.9	㎡	148号建物シャワー室：1.85m*2.4m*2フロア分	8.88 ㎡
(3) 左官					
複層塗材E吹付	ゆず肌状 ローラー塗り	8.9	㎡	1 (2) アによる	
(4) 塗装					
ア 素地ごしらえ	石こうボード面	8.9	㎡	1 (2) アによる	
イ NAD塗装	モルタル・コンクリート面 準用	8.9	㎡	1 (4) アによる	
(5) 内外装工事					
ア ビニル巾木貼り	H60mm 準用	3.7	m	図面より 1.85m	3.70 m
イ シーリング石膏ボード	厚9.5mm 突付け張り工法	8.9	㎡	148号建物シャワー室：1.85m*2.4m	8.88 ㎡
(6) ユニット工事					
ユニットシャワー新設	SPB-0812	4.0	箇所	図面より	
(7) 撤去工事					
ア ビニル幅木撤去		3.7	m	1 (5) ウによる	
イ 壁ボード撤去	一重張り	8.9	㎡	1 (2) アによる	
ウ 壁下地撤去		8.9	㎡	1 (2) アによる	
エ ユニットシャワー撤去		4.0	箇所	図面より	
2 機械設備工事					
(1) 配管					
ユニットシャワー配管繋ぎ込み	給水管20A、給湯管20A、排水管	4.0	箇所	図面より	
(2) 衛生設備工事					
ダクト繋ぎこみ	ダクト口径100mm	4.0	箇所	図面より	
(3) 改修					
配管切断 (鋼管類)	20A	4.0	箇所	図面より	
3 電気設備工事					

数量算出書

工事件名: 健軍148号建物ユニットシャワー補修工事

名 称	規 格	数 量	単 位	数 量 算 出 根 拠	図面番号
(1) 配管					
電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF単層)隠ぺい	12.8	m	図面より L=6.4m*2フロア分	
(2) 配線					
600V絶縁電線	600Vビニル絶縁電線(IV)管内配線(1.6mm ²)	12.8	m	図面より L=6.4m*2フロア分	
(3) 電灯設備					
ア 防水スイッチ取付		4.0	個	図面より	
イ 防水スイッチ取付費		4.0	式	図面より	